

野焼き・畔焼きは原則禁止です

この時季、野焼きや畔焼きなどによる火災が発生しています。

火が建物や山林まで拡大すると、周囲に甚大な被害が及ぶだけでなく、人命にも危険が及びます。

火災のほとんどは、人の不注意によって起きています。私達一人ひとりが火の取扱いに注意し、火災を未然に防止しましょう。

【重要】野焼きについて

廃棄物の野焼き(野外焼却)は、法律で原則**禁止**とされています。

違反した場合には罰則として5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)

焼却による煙やにおいては近隣住民に影響を及ぼす他、野焼きは大気汚染や地球温暖化、火災の原因にもなりますので行わないようにしてください。

【一部の例外について】

原則禁止となっている野焼き(野外焼却)には、一部例外(農林業を営むためにやむを得ない場合等)がありますが、周辺の生活環境に与える影響が軽微であることが条件となっています。状況によっては行政処分や指導の対象となる場合があります。

また、野焼きを行う場合、地元消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出」が必要となります。(届出を提出したことで合法となるわけではありません。)

例外は、あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、様々な状況が想定されますので、下記事項など十分に注意をしてください。

- 強風時や乾燥時は、野焼きや畔焼きを行わない。
- 建物の周囲での野焼きや畔焼きは控える。
- 野焼きや畔焼きの前に、周囲に燃え広がらないように散水する。
- 野焼きや畔焼きの最中は、完全に消えるまでその場を離れない。
- 周囲へ延焼した場合の消火体制を整える。
- 一時に広範囲または多量の野焼きや畔焼きは行わない。
- 野焼きや畔焼きは、一人でなく複数人で行う。
- 各種申請書類は内容について詳細に記載し、責任者を明確にする。

★ 山林周辺での野焼き及び畔焼きは、林野火災といった大規模な火災に発展する可能性が高く非常に危険であり、野焼き箇所や程度によっては「やむを得ない場合」を逸脱しているとみなされる場合があります。

□お問い合わせ

- ・ 松本市 危機管理部 消防防災課
- ・ 松本広域消防局 梓川消防署

電話 33-1191

電話 78-2090

(梓川地区)

様式第 8 号(第 13 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発生おそれのある行為の 届出書

(あて先)消防署長		年 月 日				
		届出者 住 所 氏 名 電 話 ()				
発生予定日時	自	年	月	日	時	分
	至	年	月	日	時	分
発生場所						
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量						
目的						
その 他 必 要 な 事 項						
※受付欄			※経過欄			

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
2 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入してください。
3 ※印の欄は、記入しないでください。

上記届出書は、**最寄りの消防署に必ず**ご提出ください。なお、届出提出時に次のことを確認します。

- ①実施者 ②実施者連絡先 ③実施日時 ④実施場所 ⑤燃焼物品、数量 ⑥目的
⑦消火準備 ⑧消火体制・要員数 など